かどがわ 子ども・子育て支援プラン

(平成 27~31 年度)

- ・門川町子ども・子育て支援事業計画(前期)
- ・第2期 門川町次世代育成支援行動計画



平成 27 年 3 月

門川町 福祉課

ごあいさつ



現在、我が国は、世界の中で最も少子化が進んでいる国の一つになっており、出生率は下がり続けています。少子化の過度の進展は、子どもの健全育成はもとより、産業経済の維持発展や健全な社会保障制度の運営を困難にするなど、社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えることから、国はこれまで「次世代育成支援対策推進法」に基づき、実行力のある子育て支援策を集中的・計画的に推進してきました。このような経緯から、本町においても、平成 21 年 3 月に「門川町次世代育成支援地域行動計画(前期計画)」を見直し、「門川町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を策定し、町の子育て支援施策を積極的に推進してまいりました。

しかし、この 10 年間をみると、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いている現状があります。さらに、子ども・子育て支援に係るサービス体制の側面からも、質・量の確保や、仕事と子育ての両立支援の環境整備が十分であるとはいえないことから、国は、一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成 27 年 4 月から施行されます。

本町ではこの制度に基づき、子ども・子育て支援施策を充実させ、少子化や人口減少の進行に歯止めをかけ、町の将来を担う子どもたちや若者、そして子どもを持つ親たちが安心して生活できるまちづくりを実現するため、これまで取り組んでまいりました後期計画を見直し、「かどがわ 子ども・子育て支援プラン」を策定いたしました。

この計画に基づき、「すべての子どもが安心して成長できるよう、地域みんなで支え合い、 笑顔があふれる子育てのまち門川町」を基本理念に、町や地域全体で少子化対策、子ども・子 育て支援施策を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも町民の皆様のご理解とご協 力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりましてニーズ調査にご協力をいただきました町民の皆様ならびに、貴重なご意見、ご提言をいただきました門川町子ども・子育て会議委員の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

門川町長 安田修

目 次

第	1草 子ども・子育て支援制度と概要	3
1	計画策定の背景	3
2	子ども・子育て支援制度について(計画の全体像)	4
3	他の計画との関係	6
4	計画の位置づけと期間	6
5	用語の解説	7
第2	2章 子ども・子育てを取り巻く状況	11
1	人口動態と子ども世帯	11
2	女性の労働力人口	13
3	社会的養護	14
4	子育て環境の状況	16
第:	3章 次世代育成支援後期行動計画の評価	23
1	次世代育成支援行動計画(後期計画)の分析・評価について	23
2	基本施策の「内部評価」と「外部評価」からみるバランス評価	38
第4	4章 基本理念	43
1	計画の基本理念	43
2	基本的視点	43
3	基本目標	46
第5	5章 子ども・子育ての施策	49
1	計画の施策体系	49
2	教育・保育提供区域の設定	
3	今後5か年の主要事業の「量の見込み」と確保方策	50
4	人口推計:平成27年度~平成31年度	52
5	基本目標ごとの主要施策と推進事業	53
1	基本目標 1 地域における子育て支援の推進	53
1	基本目標 2 母親と子どもの健康確保及び増進	68
1	基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	72
1	基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	75
1	基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	75
1	基本目標 6 子ども等の安全の確保	76
į	基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	79

第6	章 計画の推進のために	.83
1	計画内容の住民への周知	.83
2	関係機関等との連携・協働	.83
3	計画の推進管理	.83
資料	編	.87
1	門川町子ども・子育て会議条例	.87
2	門川町子ども・子育て会議委員名簿	.89

第1章

子ども・子育て支援制度と概要

第1章 子ども・子育て支援制度と概要

1 計画策定の背景

(1)国の少子化対策

近年わが国の少子化傾向は、ますます進行し、2005(平成 17)年には合計特殊出生率(ひとりの女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)が 1.26 まで低下しましたが、2006(平成 18)年以降はわずかながら増加に転じ、2012(平成 24)年では 1.41となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.08を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと予想されています。

こうした近年の出生率の動向を想定し、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、1994 (平成6)年に「エンゼルプラン」を策定し、1999 (平成11)年度を目標として保育サービスの充実を図り、1999年には、保育サービスに加え雇用、母子保健等の事業も盛り込んだ「新エンゼルプラン」を策定しました。また、2003 (平成15)年には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかし、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、深刻な待機児童問題、仕事と 子育ての両立支援の環境整備が不十分であることなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成 長することができる社会を目指して、平成24年8月に「**子ども・子育て関連3法」が制定されました。

※子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律

第1章 子ども・子育て支援制度と概要

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

これまで門川町では、2005(平成17)年に「門川町次世代育成支援前期行動計画」、2010(平成22)年に「門川町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「健康な地域がふれあいすべての子どもが育ちひとにやさしいまちづくり」を基本理念として、子どもが健全に思いやりのある子に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。子どもを取り巻く環境等が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、本町においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 子ども・子育て支援制度について(計画の全体像)

(1) 子ども・子育て支援制度のねらい

① 子ども・子育て支援制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

② 子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」の内容については以下のとおりです。

- ■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※」制度の改善、普及促進 (「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化)

※ 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定 を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

- ■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実(認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業※の給付制度の創設)
 - ※地域型保育事業(市町村による認可事業)
 - 3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業
 - · 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ■地域の子ども・子育て支援の充実
 - ·子育てに対する多様な支援の充実(利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、 放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実)

(2) 新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付 対象: 就学前児童

■施設型給付

対象施設:幼稚園、保育所、 認定こども園

■地域型保育給付

対象施設:小規模保育、家庭的 保育、居宅訪問型保 育、事業所保育

②子どものための現金給付(児童手当) 対象:中学生まで 地域子ども・子育て支援事業

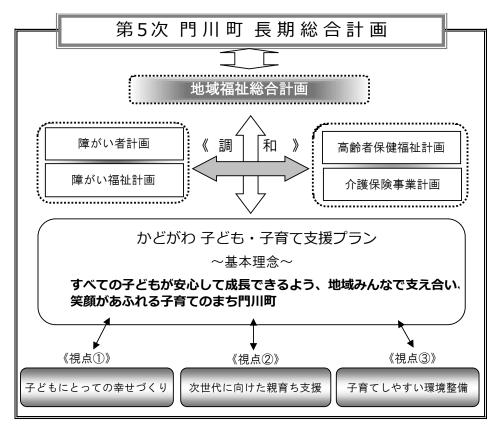
- ①利用者支援事業【新規創設】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- 9延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ②実費徴収に係る補足給付事業

【新規創設】

③多様な主体の新制度への参入促進事業 【新規創設】

3 他の計画との関係

本計画は、「第5次門川町長期総合計画」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえながら、「第5次門川町長期総合計画」が掲げる将来像を目指し、その他関連計画との整合を図っています。



4 計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。 さらに、改正次世代育成支援対策推進法に基づき、これまで取組を進めてきた「門川町次世代 育成支援後期行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけ、本計画の期間は、2015(平成27) 年度から、2019(平成31)年度までの5か年間とします。



5 用語の解説

子ども・子育て支援給付

- ① 幼稚園 「対象年齢:満3~5歳」 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の基礎を行う学校
- ② 保育所 「対象年齢:0~5歳」 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
- ③ 認定こども園 「対象年齢:0~5歳」 教育と保育を一体的に行う施設
- ④ 小規模保育 対象年齢:0~2歳 少人数(定員 6~19人)を対象にした家庭的保育に近い雰囲気のもとでのきめ細かな保育
- ⑤ 家庭的保育 少人数(定員 5 人以下)を対象にした家庭的雰囲気のもとでのきめ細かな保育
- ⑥ 居宅訪問型保育 障がい・疾患などで、個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で 1 対 1 での保育
- ⑦ 事業所内保育 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する

地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業

② 地域子育て支援拠点事業

乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③ 妊婦健康診査

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境 等の把握を行う事業

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるたの支援を行う事業(相談支援、育児・家事援助など)

⑥ 子育て短期支援事業(原則7日以内)

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業

第1章 子ども・子育て支援制度と概要

⑦ ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) 児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者 (おねがい会員) と、援助を行うことを 希望する者 (おたすけ会員) の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨ 時間外保育 (延長保育事業)保育所において、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業

⑩ 病児保育事業

地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

① 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) 両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期 休暇中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

② 実費徴収に係る補足給付事業【新規創設】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日 用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する 費用等を助成する事業

③ 多様な主体の新制度への参入促進事業【新規創設】 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

第2章

子どもや子育て支援を取り巻く 環境と地域資源

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1)総人口と年少人口の推移

本町の人口は、平成 26 年 3 月末現在 18,929 人で、平成 18 年から平成 22 年まで増加傾向でしたが、平成 23 年以降減少傾向に転じ、世帯数は毎年増加傾向で推移しています。

図表 1 総人口と世帯数

単位:人·件

区分	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
人口	19,587	19,450	19,312	19,239	19,279	19,170	19,013	18,995	18,929
世帯数	7,545	7,622	7,724	7,802	7,880	7,931	7,939	7,989	8,061

出展: 住民基本台帳(各年3月末現在)

年少人口(0~14歳) は、平成 18 年 3,001 人が、平成 26 年 3 月末現在で 2,759 人となり、年少人口は減少傾向となっています。

図表2 年齢3区分別人口

単位:人

区分	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
0-14 歳	3,001	2,955	2,904	2,854	2,846	2,825	2,764	2,785	2,759
15-64 歳	11,975	11,752	11,620	11,518	11,453	11,386	11,238	11,052	10,871
65 歳以上	4,611	4,743	4,788	4,867	4,980	4,959	5,011	5,158	5,299

出展: 住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 20代から30代の男女別未婚率

本町における、20代~30代の未婚率は次のとおりです。男性、女性共に「35~39歳」における未婚率は高くなる傾向となっています。

図表3 男女別未婚率 単位:%

男性	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳
H7 年	86.8	57.5	35.8	21.8
H12 年	83.5	61.3	34.1	25.7
H17 年	88.1	61.7	37.8	27.9
H22 年	83.5	62.0	39.5	31.6
女性	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳
女性 H7 年	20-24 歳 80.7	25-29 歳 44.9	30-34 歳 19.1	35-39 歳 8.9
H7 年	80.7	44.9	19.1	8.9

出展: 国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 出生数と死亡数の推移

本町における出生数と死亡数をみると、出生数は増減を繰り返す傾向で推移し、死亡数は年々増加傾向となっています。

図表 4 出生数と死亡数

単位:人

区分	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
出生数	140	166	170	154	179	191	151	194	166
死亡数	182	206	216	208	216	247	215	243	251

出展:住民基本台帳(各年3月末)

(4) 転出・転入数の推移

本町の転出・転入数ともに平成 21 年よりいったん減少し、翌年平成 22 年より増加傾向に再び転じ推移しています。

図表5 転出·転入数

単位:件·人

区分	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
転出数	723	771	796	768	634	646	680	657	670
転入数	749	667	710	745	710	587	552	635	616

出展:住民基本台帳(各年3月末)

2 女性の労働力人口

女性の5歳階級別の労働力人口は、平成17年度と平成22年度を比較すると、全体的に各年齢階級において減少傾向で推移していますが、30歳代である「30~39歳」と60歳代である「60~69歳」の年齢階級では増加傾向となっています。

図表6 女性の年齢階級別労働力人口

単位:人

区分	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳
平成 17 年	65	298	433	411	425	450	528
平成 22 年	50	270	363	427	443	424	455
	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳
平成 17 年	577	565	297	171	97	55	18
平成 22 年	494	506	409	180	87	40	18

出展: 国勢調査(各年10月1日現在)

3 社会的養護

(1)ひとり親家庭の推移

母子世帯数は増加しており、平成22年は150世帯となっています。また、父子世帯は平 成7年以降減少していましたが、平成22年には再び増加にに転じています。

図表7 母子・父子世帯数 単位:件

区分	H 7 年	H12年	H17 年	H22 年
母子世帯数	107	139	146	150
父子世帯数	23	16	14	22

出展: 国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 就学援助の動向

平成 25 年度の就学援助は 157 人、認定率が 9.40%、支給額は約 119,758,23 円となって います。認定率は平成23年度に9.0%を超え、年々増加傾向となっています。

小中学校別にみると、小学校は増加傾向で推移していますが、中学校はほぼ横ばいの状況 にあります。

図表8 就学援助の動向(就学援助制度利用状況) 単位:人・%・円

Þ	5分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	人数 (人)	89	95	99	97	98
小 学 校	認定率 (%)	7.21	7.88	8.56	8.94	9.23
12	支給総額(円)	5,284,662	5,514,732	5,948,686	5,459,516	6,045,306
	人数(人)	53	54	59	62	59
中 学 校	認定率 (%)	9.04	9.47	10.23	10.33	9.69
12	支給総額(円)	5,020,325	5,741,373	5,523,617	5,249,556	5,930,517
	人数(人)	142	149	158	159	157
全 体	認定率 (%)	7.80	8.39	9.11	9.44	9.40
	支給総額(円)	10,304,987	11,256,105	11,472,303	10,709,072	11,975,823

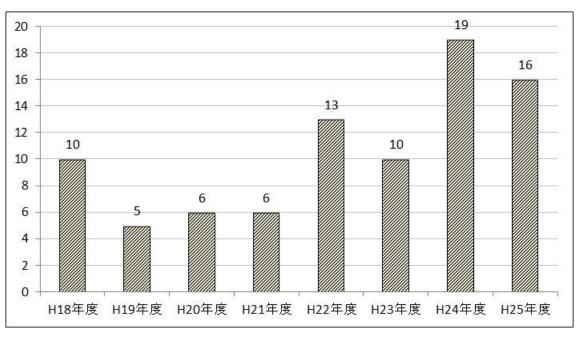
出展:教育総務課

平成25年度支給額変更あり(増額) 各年度4月1日現在

単位: 件

(3)児童虐待の動向

平成 25 年度の新規虐待相談件数(門川町受付分)は 16 件となっています。本町における虐待相談件数は、年々増加傾向となっています。



図表 9 児童虐待相談件数

出展:福祉課

「門川町要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所をはじめ、警察署、保健所、民生委員児童委員協議会など管内の関係機関・団体が連携協力し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等に努めています。

児童虐待相談の増加については、児童虐待問題に対する町民の意識の変化、核家族化による 子育て環境の変化がその原因と言われており、本町においては特に、保護の怠慢・拒否といっ たネグレクトが相談件数の多くを占めている状況にあります。

民生委員や主任児童委員、保育所、小学校、地域子育て支援センター等子どもや保護者と直接関わりのある様々な支援者と連携しながら、問題があった場合に早急に対応できる体制づくりに努めています。

4 子育て環境の状況

(1) 保育所等

ア. 施設数および定員・入所(園)児童数の推移

平成 26 年4月1日現在、町内認可保育所数は公立1箇所、民間5箇所、合わせて6箇 所あります。また、平成21年より保育所入所児童数は、ほぼ横ばい傾向で推移していま す。

図表 10 施設数および定員・入所(園)児童数の推移 単位:箇所・人・%

	区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
		施設数	2	2	1	1	1	1
	公立	定員	210	210	120	120	120	120
認可保育所		入所児童数	143	143	114	103	107	107
育所		施設数	4	4	5	5	5	5
	民間	定員	300	300	380	380	380	380
		入所児童数	302	331	399	412	435	466

出展:福祉課

入所児童数は各年度4月1日現在 町政概要(各年度)

イ. ファミリー・サポート・センターの状況

平成 24 年度と平成 25 年度の比較では、依頼会員は、平成 24 年度は 46 人に対して、 平成 25 年度は 77 人に大きく増加し、提供会員は平成 24 年度は 24 人に対して平成 25 年度は28人に増え、活動件数も増加しています。

図表 11 ファミリー・サポート・センターの状況 単位:人・件

区分	H24 年度	H25 年度
依頼会員	46	77
提供会員	24	28
両方会員	0	0
活動件数	3.8	12.5

出展:福祉課

活動件数は月平均 H24 年度本格運営開始

(2) 幼稚園教育

区分

児童総数

児童総数

児童総数

3歳児

4歳児

5歳児

H21 年度

29

42

58

本町における幼稚園の入園状況は、下表のとおりです。児童数は各歳ごとに年々微増傾向にあります。また、本町内にある預り保育を実施している幼稚園は、私立幼稚園2箇所となっています。

図表 12 幼稚園の入園状況

H22 年度

37

41

45

H23 年度

34

47

44

 共況
 単位:人·%

 H24年度
 H25年度
 H26年度

 34
 35
 38

 44
 46
 47

 53
 46
 51

出展:福祉課各年度5月1日現在

単位:人

図表 13 幼稚園の預かり保育の状況

X	区分		H24 年度	H25 年度
私立園	実施園数	2	2	2

出展:教育総務課 各年度4月1日現在

(3) 放課後児童クラブ

本町では放課後児童クラブを、小学1年生から3年生を対象に、町内6箇所に設置し運営しています。利用児童数は年々増加傾向となっており、平成26年度4月1日現在において146人の児童が利用している状況です。

図表 14 放課後児童クラブの状況

単位:箇所・人

地区	区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
	設置数(箇所)	2	2	2	2	2	2
門川小	児童数[1~3年](人)	31	25	37	44	42	68
	児童数計(人)	31	25	37	44	42	68
	設置数(箇所)	2	1	1	1	1	1
五十鈴小	児童数[1~3年](人)	31	15	20	21	15	27
	児童数計(人)	31	15	20	21	15	27
	設置数(箇所)	1	1	1	1	1	1
草川小	児童数[1~3年](人)	23	23	30	33	34	46
	児童数計(人)	24	23	30	33	34	46
	設置数(箇所)	1	1	1	1	1	1
西門川小	児童数[1~3年](人)	7	3	6	5	5	3
	児童数計(人)	8	4	7	7	9	5

出展:福祉課

各年4月1日現在

(4) 児童館・児童センターの利用状況

本町における児童館・児童センターは、門川町立西門川児童館のみの運営となっています。 児童館登録者数は平成25年度4月1日現在5名となっており、登録者数は年々減少傾向となっています。

図表 15 児童館・児童センターの利用状況

単位:人

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
門川町立西門川児童館	7	11	9	8	5

出展:福祉課

各年4月1日現在

(5)子どもの地域活動状況

本町では、平成 25 年度 4 月 1 日現在、子ども会 36 団体、スポーツ少年団 22 団体が地域活動をしています。会員数は年々微減傾向となっています。

図表 16 地域活動状況

単位:件・人

区	分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	団体数	38	38	38	38	38
子ども会	会員数	1,129	1,105	1,077	1,025	956
	育成者数	756	751	700	683	633
フポーツ小ケ田	団体数	20	19	21	21	22
スポーツ少年団	会員数	413	394	395	393	384

(注) 育成者数とは子ども会員に入っている保護者の人数です。表の子ども会員数には含んでいません。

出展:社会教育課各年4月1日現在

(6) 母子保健

ア. 母子保健手帳交付数(人)

本町では、平成25年度4月1日現在、162人に母子保健手帳を交付しており、交付数は年々減少傾向となっています。

図表 17 母子保健手帳交付人数

単位:人

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
母子健康手帳交付数(人)	178	186	171	162

出展:福祉課

各年度4月1日現在



イ. 乳幼児健康診査実施状況

本町では、乳幼児健康診査を、「1歳6か月」及び「2歳」、「3歳」の段階で実施しています。 実施状況は下表のとおりです。該当年齢ごとに増減はありますが、受診率は毎年ほぼ横合い で推移しています。

		図表 1	8 乳幼児優	建康診査実施	状況	単	.位:人・%
	区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
		対象者(人)	170	174	188	186	196
1歳6か月 児健康診査	受診状況	受診者(人)	152	149	171	166	168
		受診率(%)	89.4	85.6	91.0	89.2	85.7
むり	し歯有病率(%)	6.6	2.0	1.8	6.6	2.9
	対	対象者(人)	175	173	174	199	179
2歳児健康 診査	受診状況	受診者(人)	140	148	135	168	155
		受診率(%)	80.0	85.5	77.6	84.4	86.6
むり	し歯有病率(%)	_	_	_	11.9	11.6
		対象者(人)	182.	180	161	171	200
3 歳児 健康診査	受診状況	受診者(人)	147	155	142	147	174
		受診率(%)	80.8	86.1	88.2	86.0	87.0
<i>t</i> :	- I.崇有病薬 <i>(</i>	%)	46.9	46.5	423	40 1	40.2

网丰 10 可从旧牌市外本中长山口

出展:町民課 各年度4月1日現在

ウ. 小児医療の状況

町内の医療機関は、病院3箇所、一般診療所6箇所、歯科診療所6箇所となっています。(平 成26年4月末現在)このうち小児診療をする医療機関は1箇所です。

休日・夜間の救急医療体制は延岡市夜間急病センターにおいて小児科の準夜帯診療(午後7 時30分から午後11時)を平成18年4月より365日体制で実施しており、休日昼間は在宅当 番医方式で対応しています。重症患者については開業医との連携により入院施設を備えた2次、 3次救急医療施設である県立延岡病院への紹介体制が確立されています。

なお、毎日夜間の小児救急医療電話相談を開設すると同時に、小児救急医療ガイドブックを 発行し、子どもの急病やケガなどの際に保護者の不安を軽減するための新たな取組を開始しま した。

第3章

次世代育成支援後期行動計画の評価

第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

1 次世代育成支援行動計画(後期計画)の分析・評価について

(1) 分析と評価の根拠

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、子ども・子育て支援事業計画を作成する際には、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策について、分析・評価を行うこととされています。

そこで、門川町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本町においては、平成 22 年 3 月に策定した「門川町次世代育成支援後期行動計画」について分析・評価を行うことが求められました。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針より【抜粋】

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に基づき作成する地域行動計画に

記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

(2)分析・評価の基本的考え方

門川町次世代育成支援後期行動計画」は、その推進にあたり、施策の状況を把握・点検し、 進行管理を行ってきました。

この進行管理は、計画期間である平成26年度まで実施するものですが、今回の分析・評価は、これとは異なるものです。

厚生労働省は、「子ども・子育でに関する計画の推進状況を点検・評価するため、個別事業に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい」と述べています。これは、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に繋いでいくことをめざし、これまでの PDCA サイクルの実効性をさらに高めることを目的としているためです。

新計画策定にあたり、平成 22 年度から計画の中間年である平成 24 年度までの施策の進捗状 況調査を踏まえ、こうした国の指針を基に、今回本町では、分析・評価を実施しました。

(3)分析・評価の方法

今回、内部評価(庁内担当部署課による個別事業の成果確認とその評価)と、外部評価(住民による個別事業の利用満足度と重要度による評価)を実施し、定量的な利用状況のみでは把握しきれない側面(利用満足度や重要度)の把握に努め、定量、定性両面からの分析を試みました。これらの導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を、利用者の拡大策の推進に向けた検討や今後の事業の方向性の再検討等に活用します。

評価対象となった事業は94事業であり、子ども・子育てに係るこれらの事業(94事業)について、子育て中の保護者(1,458人)を対象に「満足度」及び「重要度」について5段階評価による調査を実施し、その結果を基に保護者である住民による子ども・子育て支援事業に関する意識調査(外部評価)を行いました。

(4)評価の枠組み

①【内部評価】

門川町次世代育成支援後期行動計画の事業進捗状況を点検・評価するため、個別事業評価を 実施しました。





次世代後期の各事業ランク評価書の作成

①-1 内部評価(進行管理調査項目について)

内部評価実施に際し、進行管理チェック項目は以下のとおりです。

「推進度」

「達成度」

「利用度」

①-2 内部評価(分析の類型(施策の推進度)について)

内部評価の施策推進度についての類型は、「A~E判定」とします。

A:十分に推進されている B:概ね推進されている

C:あまり推進されていない D:推進していない

E:事業完了、中止または廃止(事業中止もしくは廃止の場合は理由を記載。必須)

①-3 内部評価(分析の類型(施策の達成度)について)

内部評価の施策達成度についての類型は、「A~E判定」とします。

A:十分に達成されている

B:概ね達成されている

C:あまり達成されていない

D:推進もしくは実施されているが、現在達成されていない

E:完了・事業中止もしくは廃止 (中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須)

①-4 内部評価(分析の類型(施策の利用度)について)

内部評価の施策利用度についての類型は、「A~E判定」とします。

A:十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている

B: 概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない

C: あまり利用状況の把握はなされていない

D:利用状況の確認ができない、もしくは利用はされているが把握していない

E:完了・事業中止もしくは廃止

(中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

①-5 事業推進過程評価の判定方法について (内部評価の全体評価)

内部評価における事業推進過程評価の類型については以下の通り、「A~E判定」とし、判定方法は次のとおりです。

A: •「推進」「達成」「利用」の全てにおいてA判定である。

・事業が完了している

B: •「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がA判定である。

- 「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。
- 全てにおいてB判定である。
- C: •「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がB判定以上である。
 - •「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つは C判定である。
 - 全てにおいてC判定である。

D: •「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がC判定以上である。

E: • 事業中止もしくは事業廃止されている

第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

②【外部評価】

②-1 外部評価分布図

※表の見方……満足度と重要度のクロス集計(相対評価)になります。

満足度 「大変満足」4.000

「どちらかといえば満足」3.000

「少し不満」2.000

「不満足」1.000

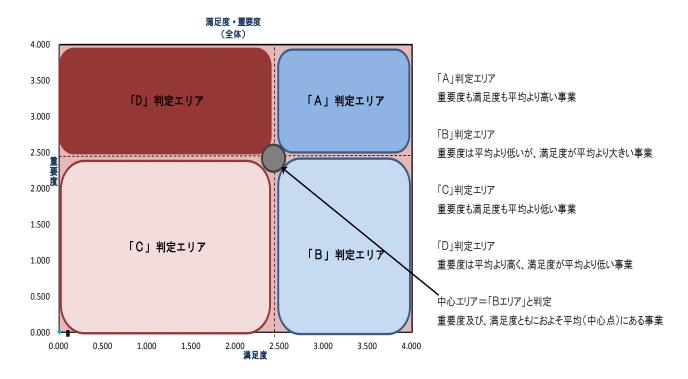
重要度 「大変重要」4.000

「どちらかといえば重要」3.000

「あまり重要ではない」2.000

「重要ではない」1.000

以上を点数化したものが、評価の結果となります。



②-2 評価の視点

評価にあたり、「内部評価の進行状況からみた現状分析と、外部評価から出された門川町民の現 状認識が妥当か」という視点をもって、評価を実施しています。

(5) 評価対象施策及び過去3か年の評価について

内部・外部に関する施策評価は、次世代育成支援後期行動計画に計上されたすべての施策・ 事業を評価対象としました。対象の施策・事業は次のとおりであり、過去3か年の評価は次の とおりです。

基本目標	基本施策	個別事業					H 2 4	H 2 3	H 2 2
			1)ファミリー・サポート・セン	ンターの設置		企	А	В	С
		定量	2)通常保育				А	А	А
			3)延長保育事業				А	А	А
			4)休日保育			仓	С	С	D
		的目	5)夜間保育	***************************************		企	С	С	D
		標 を	6)放課後児童健全育成署	事業			А	А	А
		設 定	7)ショートステイ事業				А	А	А
		を設定する	8)トワイライトステイ事業				Α	А	Α
		事業	9)病児·病後児保育事業	(病児·病後	児対応)		D	D	D
			10)病児·病後児保育事業	業(体調不良	時対応)		D	D	D
	(1)地域における子育て		11)一時預かり保育事業				Α	А	А
	支援サービスの充実		12)特別保育事業				D	D	D
		以外の子育て支援サービス定量的目標を設定する事業	1)つどいの広場事業				Α	А	А
			2)地域子育て支援センタ	一事業			Α	А	А
			3)家庭訪問支援事業				А	А	А
			4)幼稚園預かり事業				Α	А	А
			5)子育て支援総合コーデ	ィネート事業		企	В	В	D
1. 地域における子育て 支援の推進			6)子育て人づくりセンター	設置事業		仚	Α	А	В
			7)子育てポータルサイトの	開設			А	А	А
			8)子育て応援フェスティノ	ベル			Α	А	А
			9)子育てマップ・子育てガ	ゴイドブックの作	成·配布		В	В	В
			10)認可保育所の整備				А	А	А
	(4)	る子の経育	1)子ども手当				А	Α	Α
	(1)地域における子育て 支援サービスの充実	の軽減の軽減	2)児童扶養手当				А	А	Α
		担わ	3)乳幼児医療費助成事業	業			Α	А	А
	(2)子育て支援ネットワークづくり	1)地域子育	で支援サービス等のネットワ	フーク形成			Α	А	А
		1)放課後や	週末等の居場所づくりの推	進			С	С	С
		2)児童のふ	れあい交流促進事業				Α	А	А
		3)子ども見 ⁵	守り活動の推進			企	А	Α	В
	(3)児童の健全育成活動の推進	4) 児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進					Α	А	А
	(マ/ル主ツ)性工 日	5)青少年の性に関する問題等についての教育・啓発				<u></u>	Α	А	В
		6)学校開放を利用した子育で支援活動の推進			Û	С	С	В	
			7)少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみ の支援ネットワークの整備			Û	А	А	В
	(4)保育所のサービス評価	1)保育所([園)のサービス評価				С	С	С

第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

基本目標	基本施策	個別事業	状況	H 2 4	H 2 3	H 2 2	
		1)妊婦健康検査		Α	Α	Α	
2. 母親と子どもの		2)乳幼児健康診査		А	А	А	
			3)乳幼児の予防接種		Α	А	А
		4)健康相談事業(1歳健康相談)	•••••	Α	А	А	
		5)健康相談事業(電話相談)	••••••	Α	А	А	
	(4) E to 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6)各種教室(遊びの教室)	む	Α	А	В	
	(1)母親と子どもの健康の確保 	7)各種教室(ベビービクス)		Α	А	А	
		8)各種教室(すこやか教室)		D	D	D	
		9)各種教室(チューリップ教室)		Α	А	Α	
		10)育児等健康支援事業(園児、学童ブラッシング教室)		Α	A	А	
		11)育児等健康支援事業(母子保健推進員地域活動事業)		Α	А	А	
健康確保及び増進		12)地域保健事業(健診·予防接種日程表配布)		Α	А	А	
		1)離乳食教室		Α	Α	А	
		2)子ども健康チャレンジ塾;小中学生対象		В	В	В	
	(2)食育の推進	3)親子で遊ぶひよこ&たまごコース:親子	企	Α	А	В	
		4)食育講座	む	Α	В	В	
		5)食育計画の策定及び推進協議会の設置	Û	В	Α	В	
	(a) m + Hz (m /m · · · · ·	1)心と体の教室	ľ	Α	Α	Α	
	(3)思春期保健対策の充実	2)健康教育大会		Α	Α	A	
		1) 小児医療の充実		Α	Α	Α	
	(4)小児医療の充実	2)小児救急医療電話相談事業	企	Α	Α	D	
		1)学校評議員の設置		Α	Α	Α	
		2) 指導者研修会の実施		A	Α	A	
	(1)子どもの生きる力の育成に	3)児童生徒の学力向上		Α	А	А	
	向けた学校の教育等の整備	4)特別支援教育の充実		Α	Α	A	
		5)教員の指導力の向上事業		Α	Α	A	
		1)ブックスタート事業		Α	Α	Α	
		2)家庭教育学級(各種講座)		Α	A	A	
3. 子どもの心身の健やかな	(2)家庭や地域の教育力の向上	3)家庭教育手帳の配布	①	D	D	А	
成長に資する教育環境 の整備		4)スポーツ少年団の支援	·····×	Α	Α	А	
○ 金浦		5)地元伝承芸能の伝承活動		A	Α	A	
		6) 少年の立ち直りサポートチームの結成推進		Α	А	А	
		7)野外活動の推進	•	Α	А	А	
		8)学校内外における農水産業・体験学習の推進		A	Α	A	
	(3)子どもを取り巻く有害環境対策	1)こどもたちを有害図書等から守る取組み	企	Α	Α	В	
		2)出会い系サイトに係る犯罪被害の防止対策	↔	А	А	В	
	の推進	3)犯罪被害の防止対策	<u> </u>	A	A	A	
	(1) 良質な住宅の確保	1)ゆとりある町営住宅の改築・建替		A	A	A	
生活環境の整備	(2)安心歩行エリアの推進	1)步道整備事業		Α	A	A	
	(1) 多様な働き方の実現及び 男性を含めた働き方の見直し	1)ワーク・ライフ・バランス社会の展開を推進するための 広報啓発・情報提供等	企	В	В	D	
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進		1)仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	<u> </u>	А	Α	А	
	(2)仕事と子育ての両立の推進	2)仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催		С	С	С	
	(1)子どもの交通安全を確保する	1)交通安全教室の開催	企	Α	А	В	
	ための活動の推進	2)交通安全グッズの配布	企	Α	А	В	
	(O) 7 101 + Vo m + - ' + - '	1)子ども110番の充実		Α	Α	А	
	(2)子どもを犯罪等の被害から 守るための活動の推進	2)防犯指導の実施		Α	А	А	
6 スピナ学の中人の神中	守るにめの活動の推進	3)子ども見守りネットワーク推進会議の活動		Α	А	А	
6. 子ども等の安全の確保	(3)被害に遭った子どもの保護の推進	1)被害に遭った子どもの保護の推進		Α	А	А	
	(4)安全な防露交通環境の整備	1)歩道整備事業		Α	Α	А	
	(5)安心して外出できる環境の整 備	1)安心して外出できる環境整備		Α	А	А	
	(6)安全・安心のまちづくりの推進	1)防犯灯の設置	企	Α	Α	В	

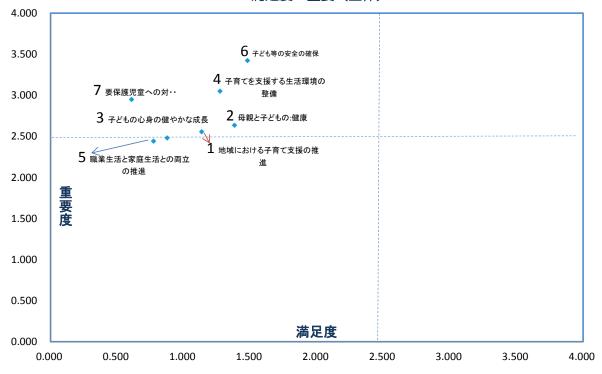
基本目標	基本施策	個別事業			H 2 4	H 2 3	H 2 2
	(1)児童虐待防止対策の充実	1)児童虐待防止ネットワーク設置			Α	Α	А
7. 要保護児童への対応な どきめ細やかな取組の推進		1)放課後児童クラブにおける軽度の障がい児の受け入れ			Α	Α	Α
		2)保育所(園)への軽度の障がい児受け入れ			А	Α	А
		3)LD·ADHD児等への総合的教育支援事業			А	А	А
		4)発達障がいを含めた障がい児童生徒への教育支援			А	А	А
		5)適切な医療・福祉サービスの充実			А	А	Α
		1)母子寡婦福祉資金貸付			А	Α	А
	(3)ひとり親家庭等の自立支援 の推進	2)ひとり親家庭に対する相談体制の充実	美 一		А	Α	Α
		3)ひとり親家庭医療費助成事業			А	А	А

(6)外部評価

基本目標7領域全体の外部評価は、下記のような結果となっています。

		満足度	加重平均 重要度		加重平均	
	最小値	0.609		2.441		
	最大值	1.480	2.500	3.423	2.500	
No.						
1	地域における子育て支援の推進	1.135	•	2.556	4	
2	母親と子どもの健康確保及び増進	1.382		2.635	企	
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	0.876		2.480	\	
4	子育てを支援する生活環境の整備	1.273	•	3.049	企	
5	職業生活と家庭生活との両立の推進	0.774		2.441	+	
6	子ども等の安全の確保	1.480		3.423		
7	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	0.609		2.949		

満足度・重要(全体)



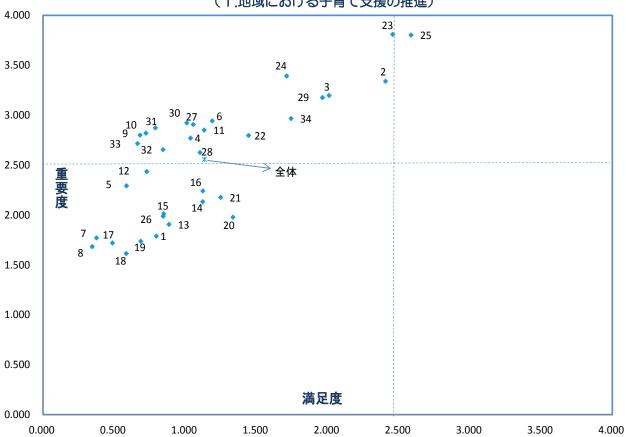
29

第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

各、領域における外部評価は以下のとおりとなっています。

①基本目標 1 地域における子育て支援の推進

		満足度	加重平均	重要度	加重平均	内部	評価
	最小値	0.345		1.614		過去3年	
	最大值	2.586	2.500	3.809	2.500	間の動向	
No.	全体	1.135		2.556		<u>状況</u> ▲	H24
1	ファミリー・サポート・センターの設置	0.795		1.788		1	А
2	通常保育事業 (※認可保育所(園)での保育事業)	2.406	—	3.340	<u> </u>		Α
3	延長保育事業 (※認可保育所(園)での延長保育事業)	2.010	4	3.198	Ţ,		А
4	休日保育事業	1.036	4	2.770	<u>1</u>	1	С
5	夜間保育事業	0.586	•	2.292	Y	1	С
6	放課後児童健全育成事業 (※児童クラブ)	1.189	4	2.942	企		Α
7	ショートステイ事業(※児童養護施設等)	0.376	•	1.771	•		Α
8	トワイライトステイ事業(※児童養護施設等)	0.345	•	1.683	•		Α
9	病児・病後児保育事業(病児・病後児対応)	0.682	•	2.800	企		D
10	病児・病後児保育事業(体調不良時対応)	0.723	•	2.820	↔		D
11	一時預かり保育事業	1.133	•	2.851	↔		Α
12	特定保育事業(※保護者の就労形態に応じた保育)	0.729	4	2.435	•		D
13	つどいの広場事業(※子育て人づくりセンターで実施)	0.885	•	1.906	1		А
14	地域子育て支援センター事業(※草川保育園に隣接)	1.122	4	2.134	•		А
15	家庭訪問支援事業(子ども家庭支援員)	0.848	•	2.012	•		А
16	幼稚園預かり事業	1.123	¥	2.242	4		А
17	子育て支援総合コーディネート事業	0.487	\P	1.719	•	A	В
18	子育て人づくりセンター事業	0.584	•	1.614	•	A	А
19	子育てポータルサイトの開設	0.687	Ť	1.737	Ť	•	А
20	子育て応援フェスティバル	1.334	•	1.978	•		А
21	子育てマップ・子育てガイドブックの作成、配布	1.247	•	2.177	•		В
22	認可保育所の整備	1.444	I	2.798	1		А
23	子ども手当・児童手当	2.456	Ť	3.809	- 7		А
24	児童扶養手当	1.711	•	3.392	1		А
25	乳幼児医療費助成事業	2.586	$\dot{\Upsilon}$	3.803	$\overline{\Omega}$		А
26	地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	0.844	Ŧ	1.988	J		А
27	放課後や週末等の居場所づくりの推進	1.055	Ť	2.908	1		С
28	児童のふれあい交流促進事業	1.103	4	2.627	1		А
29	子ども見守り活動の推進	1.964	Ú	3.177	疗	^	A
30	児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	1.010	Ť	2.922	1	***************************************	А
31	青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	0.789	Ú	2.874	<u> </u>	^	A
32	学校開放を利用した子育て支援活動の推進	0.844	Ť	2.654	不	 	С
33	少年非行等の問題を抱える児童及び保護への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	0.664	Ť	2.715	不	*	Α
	保育所[園]サービス評価	1.743	Ž	2.966	 		С
			_			1	



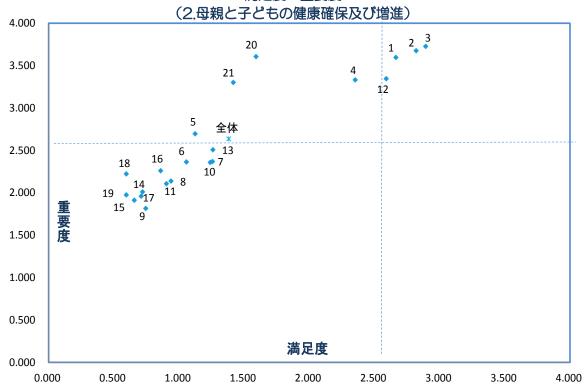
満足度・重要度 (1.地域における子育て支援の推進)

第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

②基本目標 2 母親と子どもの健康確保及び増進

		満足度	加重平均	重要度	加重平均	内部	評価
	最小値	0.595		1.816		過去3年	
	最大值	2.892	2.500	3.727	2.500	間の動向	
No.	全体	1.382		2.635		状況	H24
1	妊婦健康診査	2.663	₹.	3.596	Ţ,	***************************************	Α
2	乳幼児健康診査	2.819	(文)	3.676	<u> </u>		Α
3	乳幼児の予防接種	2.892	む	3.727	む		Α
4	健康相談事業(1歳児健康相談)	2.352	•	3.331	↔		Α
5	健康相談事業(電話相談)	1.123	•	2.696	⇧		А
6	各種教室(遊びの教室)	1.057	•	2.364	•	^	Α
7	各種教室(ベビービクス)	1.257	•	2.369	•		Α
8	各種教室(すこやか教室)	0.938	•	2.137	•		D
9	各種教室(チューリップ教室)	0.745	•	1.816	•		А
10	育児等健康支援事業(園児、学童ブラッシング教室)	1.240	•	2.358	•		А
11	育児等健康支援事業(母子保健推進員地域活動事業)	0.904	•	2.107	•		Α
12	地域保健事業(健診・予防接種日程表配布)	2.589	仑	3.345	↔		Α
13	離乳食教室: 妊婦対象	1.260	•	2.507	↔		А
14	子ども健康チャレンジ塾:小中学生対象	0.721	•	2.010	•		В
15	親子で学ぶひよこ&たまごコース:親子	0.657	•	1.913	•	^	А
16	食育講座	0.858	4	2.260	4	^	А
17	食育計画の策定及び推進協議会の設置	0.709	•	1.959	4	V	В
18	心と体の教室	0.595	•	2.223	4	***************************************	А
19	健康教育大会	0.596	4	1.975	4		А
20	小児医療の充実	1.591	•	3.607	企		Α
21	小児救急医療電話相談事業	1.416	4	3.302	↔	^	А

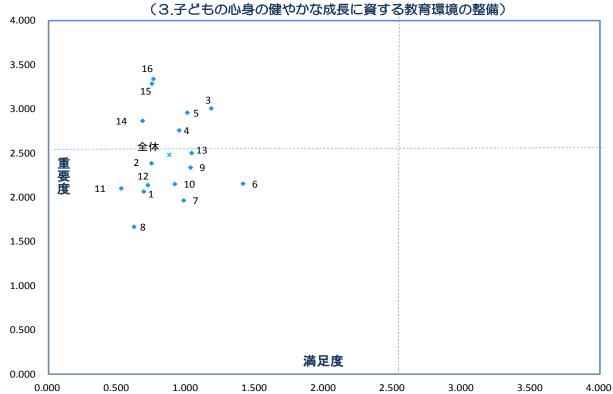
満足度•重要度



③基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

		満足度	加重平均	重要度	加重平均	内部	評価
	最小値	0.528		1.668		過去3年	
	最大値	1.411	2.500	3.340	2.500	間の動向	
No.	全体	0.876		2.480		状況	H24
1	学校評議員の設置	0.691		2.065	—		А
2	指導者研修会の実施	0.747	-	2.386	•		Α
3	児童生徒の学力向上	1.181	-	3.006	企		А
4	特別支援教育の充実	0.949	•	2.757	企		А
5	教員の指導力の向上事業	1.008	•	2.958	企		А
6	ブックスタート事業	1.411	•	2.155	4		А
7	家庭教育学級(各種講座)	0.981	•	1.965	•		А
8	家庭教育手帳の配布	0.621	•	1.668	•	₩	D
9	スポーツ少年団の支援	1.031	•	2.337	•	•	А
10	地元伝承芸能の伝承活動	0.916	•	2.151	•		А
11	少年の立ち直りサポートチームの結成推進	0.528	4	2.102	4		А
12	野外活動の推進	0.721	1	2.138	1		А
13	学校内外における農水産業・体験学習の推進	1.039	•	2.501	₩		А
14	子どもたちを有害図書等から守る取組	0.683	•	2.866	₩	^	А
15	出会い系サイトに係る犯罪被害の防止対策	0.751	1	3.286	₩	\	А
16	犯罪被害の防止対策	0.761	Ť	3.340	₩		А

満足度・重要度(3.3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備)

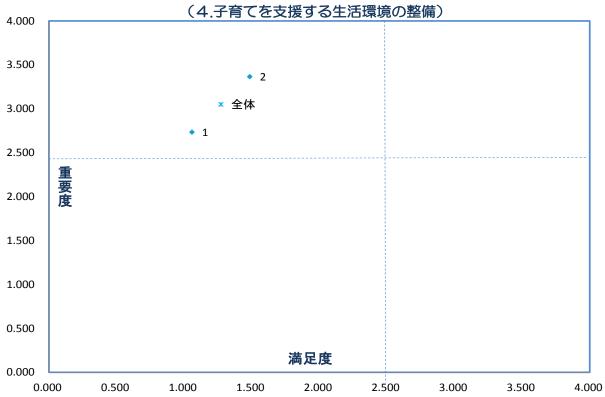


第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

④基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

		満足度	加重平均	重要度	加重平均	内部	評価
	最小値	1.059		2.733		過去3年	
	最大値	1.486	2.500	3.364	2.500	間の動向	
No.	全体	1.273		3.049		状況	H24
1	ゆとりある町営住宅の改築・建替	1.059	+	2.733	位		Α
2	步道整備事業	1.486	•	3.364	公		А

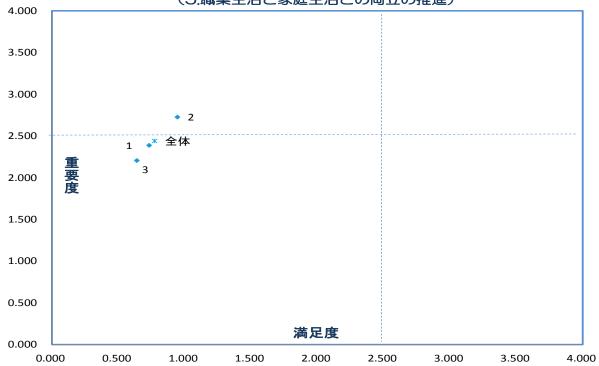
満足度•重要度



⑤基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

			満足度	加重平均	重要度	加重平均	内部	評価
		最小値	0.640		2.206		過去3年	
		最大値	0.946	2.500	2.726	2.500	間の動向	
No	0.	全体	0.774		2.441		状況	H24
	1	「ワーク・ライフ・バランス社会」の展開を推進するための広報・啓発・情報提供等	0.733	+	2.387	+	*	В
	2	仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	0.946	•	2.726	企		А
	3	仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催	0.640	J	2.206			С

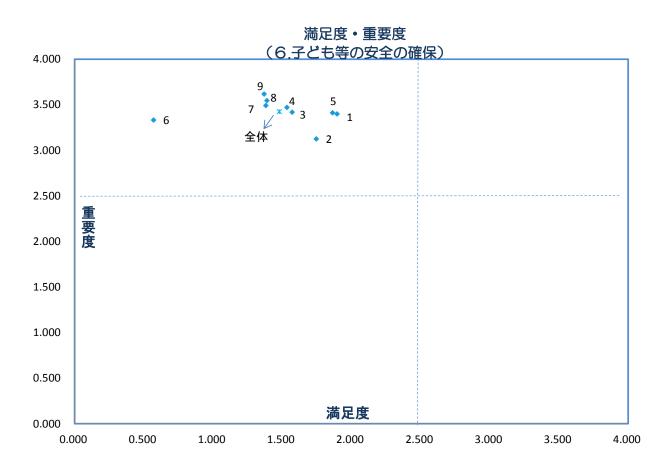
満足度・重要度 (5.職業生活と家庭生活との両立の推進)



第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

⑥基本目標 6 子どもの安全の確保

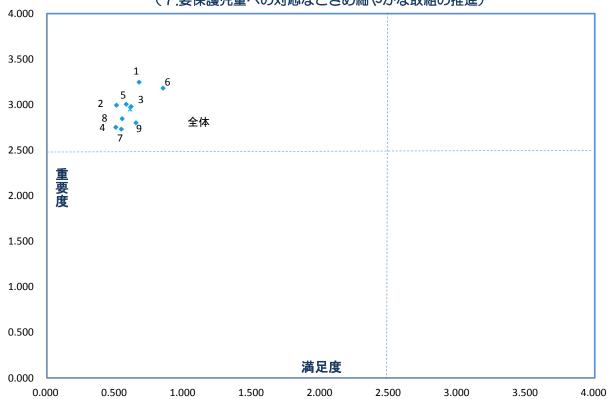
		満足度	加重平均	重要度	加重平均	内部	評価
	最小個	0.570		3.124		過去3年	
	最大個	1.896	2.500	3.617	2.500	間の動向	
No.	全位	1.480		3.423		状況	H24
1	交通安全教室の開催	1.896	-	3.398	企	^	Α
2	交通安全グッズの配布	1.745	•	3.124	企	1	А
3	子ども110番の充実	1.571	-	3.417	仑		А
4	防犯指導の実施	1.533	•	3.471	仑		А
5	子ども見守りネットワーク推進会議の活動	1.863	+	3.411	仑		А
6	被害に遭った子どもの保護の推進	0.570	•	3.331	企		А
7	步道整備事業	1.381	•	3.490	む		А
8	安心して外出できる環境整備	1.389	•	3.545	企		А
9	防犯灯の設置	1.368		3.617	企	^	А



⑦基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

		満足度	加重平均	重要度	加重平均	内部	評価
	最小値	0.504		2.731		過去3年	
	最大値	0.849	2.500	3.247	2.500	間の動向	
No.	全体	0.609		2.949		状況	H24
1	児童虐待防止ネットワーク設置	0.674	•	3.247	企		Α
2	放課後児童クラブにおける軽度の障がい児の受け入れ	0.509	•	2.995	企		Α
3	保育所[園]への軽度の障がい児受け入れ	0.615	+	2.980	企		А
4	LD・ADHD児等への総合的教育支援事業	0.504	+	2.752	企		А
5	発達障がいを含めた障がい児童生徒への教育支援	0.580	+	3.005	企		А
6	適切な医療・福祉サービスの充実	0.849	4	3.183	企		А
7	母子寡婦福祉資金貸付	0.544	4	2.731	⇧	000000000000000000000000000000000000000	А
8	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	0.550	4	2.847	分	***************************************	А
9	ひとり親家庭医療費助成事業	0.651		2.802	分	***************************************	А

満足度・重要度 (7.要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進)

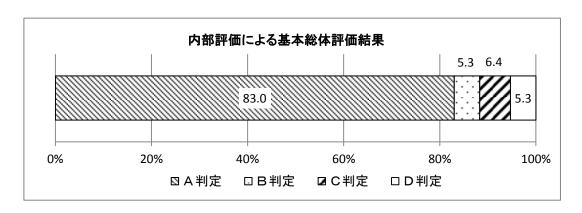


2 基本施策の「内部評価」と「外部評価」からみるバランス評価

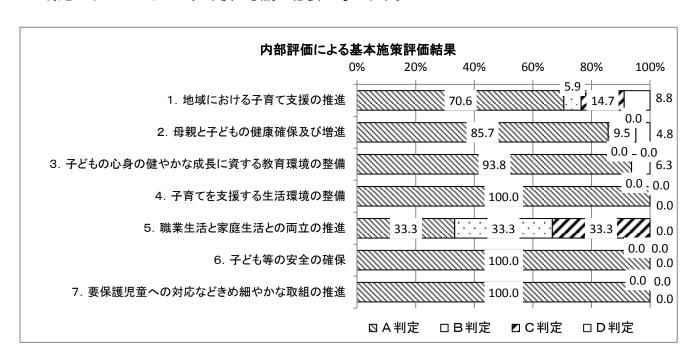
門川町次世代育成支援行動計画(後期計画)において推進されている施策体系に基づき、「内部評価」と「外部評価」を実施しました。「内部評価」「外部評価」のそれぞれの結果は下図のとおりです。

(1) 内部評価による基本評価結果(平成24年現在)

庁内における「子ども・子育て支援」に向けた基本施策に対する総体評価結果は、概ね推進されているとする評価が8割以上を占めています。



また、内部評価における基本施策からみた評価結果は下図のとおりです。7つの基本施策で推進されている事業の評価は、概ね「A」以上の評価が8割を超えています。しかし、『5.職業生活と家庭生活との両立の推進』施策のみ他の施策と比較し、判定が低い傾向となっています。特に「仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催」の事業推進判定が「C」判定となっているため、今後の検討が必要と考えます。



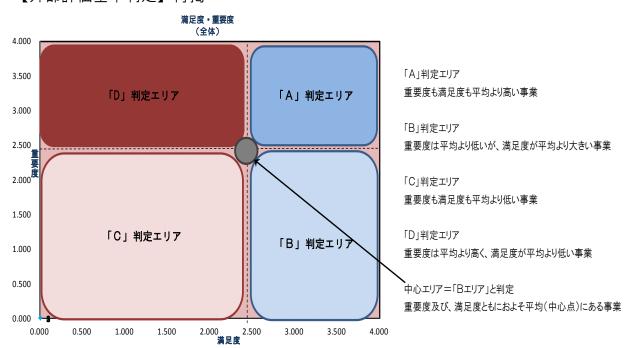
(2) 外部評価による「満足度」「重要度」からみる基本評価結果(平成24年現在)

住民による「子ども・子育て支援」各事業から、基本施策に対してすべての施策が重要と考えている傾向である一方、掲示した事業に関しての満足は低い結果が出ており、すべての基本施策において、その結果はほぼ同様の傾向となっています。

【門川町外部評価判定】

満足度·重要度(全体) 4.000 「D」判定エリア 3.500 6 「AI判定エリア 7 3.000 5 3 1 2.500 一要度 2.000 1.500 「C」判定エリア 「B」判定エリア 1.000 0.500 満足度 0.000 1.500 3.500 4.000 0.000 0.500 1.000 2.000 2.500 3.000

【外部評価基準判定】再掲



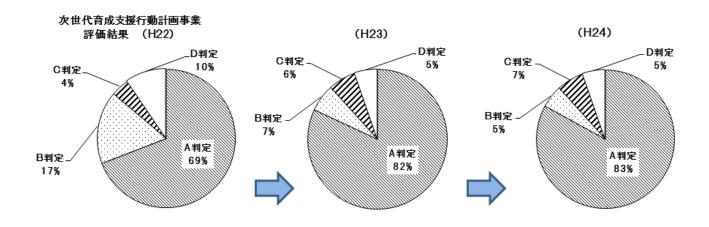
第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価

(3) 基本施策の総合評価結果

それらを総体的に捉え、基本施策の総合評価を行った結果は次のとおりです。

今回の内・外部による調査・検証をとおし、門川町の次世代育成支援後期行動計画における 施策推進は、概ね全体的には順調に推進されている評価結果なりました。

内部評価の3年間継続した結果をみると、下図のとおり全体的な推進傾向となっており、「効率性」の検証に有効性を発揮したものと考えます。



施策としては、総体的に推進傾向となっているが、事業別にみると事業によっては推進状況が後退したものがあります。社会情勢や政策変更等の要因により後退したものと判断されますが、今後、計画見直し等のタイミングをはかり、こうした点についても明確な説明をする努力が必要です。

また、今回の外部評価結果から、住民の子ども・子育てに関する支援に向けた意識の高さを得ている一方、それ故に満足度の低さが明確となりました。施策の推進は計画的に推進されていることから、住民に向けた情報伝達、広報活動等の伝える工夫が課題であり、利用者のみならず広く住民へ伝えることにより、今後さらに充実した事業展開を期待することが可能になると考えます。

第4章

基本理念

第4章 基本理念

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は次のとおりです。

【基本理念】

すべての子どもが安心して成長できるよう、

地域みんなで支え合い、

笑顔があふれる子育てのまち門川町

本町の人口の推移を見ると、高齢率が上がる一方で出生率の低下が目立ち人口が著しく減少しています。将来、いきいきとした「門川町」を創造するためには、今、子どもを生み育てられる環境づくりを強力に進めていくことが最も重要な課題です。

今後5年間の子ども・子育て支援施策としての事業計画である「かどがわ子ども・子育て支援プラン」を策定するにあたり、その基本理念を、「すべての子どもが安心して成長できるよう、地域みんなで支え合い、笑顔があふれる子育てのまち門川町」と定め、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりの実現のため、生みやすく育てやすい環境づくりに向けた施策展開と人材づくりの推進を目指して、これからも町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子育て支援を推進します。

2 基本的視点

本計画の基本的視点を次の4点とします。

基本的視点 1. 子どもの育ち・子育てをめぐる環境の視点

近年核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育でに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の兄弟姉妹の数の減少により、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように子育でをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育でに専念して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育での両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳し



第4章 基本理念

い状況にあります。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母その他の保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、地域や行政をはじめ、地域全体で支援していくことが重要です。こうした取組を通じて全ての子どもの健やかな育ちを実現します。

基本的視点2.子どもの育ちに関する視点

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる 重要な時期です。

乳児期(おおむね満1歳まで)は、一般に、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。

幼児期(乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期)のうち、おおむね満3歳まで時期は、一般に基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることによって、自発的に活動するようになり、こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。

幼児期のうち、おおむね3歳以上の時期は、一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心、思考力が養われ、それがその後の生活や学びの基礎になる時期となります。ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりを図ります。

基本的視点3.子育てに関する理念と子ども・子育て支援の視点

関係法律に明記されているとおり「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があります。子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことといえます。

各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、 地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

基本的視点4.社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割の視点

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

事業主においては、子育で中の労働者が男女を問わず子育でに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備が求められます。

子育でにおいては、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育で支援に役割を果たしていくことも重要であり、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、 保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会 をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すな わち「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを行います。

第4章 基本理念

3 基本目標

また、基本理念の実現のために、次の7つの基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

【基本目標】

基本目標1 地域における子育て支援の推進

基本目標2 母親と子どもの健康の確保と増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

第5章

子ども・子育ての施策

第5章 子ども・子育ての施策

計画の施策体系 1

本計画の施策体系は次のとおりです。

基本理念 すべての子どもが安心して成長できるよう、地域みんなで支え合い、笑顔があふれる 子育てのまち門川町

本的視点

②子どもの ①子どもの の <u>育ち・</u> 育ち に関 子育てをめぐる環境 でする視点

の視

١

١

③子育てに関する理念と子ども

子育て支援の

視

社会の

あ

らゆる分野に

お

け

る構

成

員

の

責務、

役割

の

視

基本目標 1

地域における子育て支援 の推進

基本目標 2

母親と子どもの健康の 確保と増進

基本目標 3

子どもの心身の健やかな 成長に資する教育環境の 整備

基本目標 4

子育てを支援する生活環境 の整備

- ① 特定教育・保育施設給付の確保方策
- 特定教育・保育施設給付に係る需給量 の見込みと確保方策
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量 の見込みと確保方策
- ② 地域における子育て支援サービスの充実
- 子育てに係る経済的負担の軽減
- ④ 子育て支援ネットワークづくりの推進
- ⑤ 子どもの健全育成活動の推進
- ⑥ 特定教育・保育施設のサービス評価
- ① 母親と子どもの健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

① 良質な住宅の確保

の見直し

推進

- ① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教 育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上
- ③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

職業生活と家庭生活との

② 仕事と子育ての両立の推進

両立の推進

基本目標 5

基本目標 6

子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方

- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動 の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進
- ④ 安全な道路交通環境の整備
- ⑤ 安心して外出できる環境の整備
- ⑥ 安全・安心のまちづくりの推進

要援護児童等へのきめ細や

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 障がい児施策の充実
- ③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標 7

かな取組の推進

2 教育・保育提供区域の設定

国の基本方針における区域設定の考え方を念頭におき、歴史的背景(市町村合併)、地理的条件、交通事情(公共交通網が発達しているとは言えないため、車での移動を想定)、既存の施設配置等の状況から、『行政区』による検討を進め、事業の供給量確保等については、施設整備等について柔軟な対応ができることから、町全域を1区域として推進します。

門川町全域(1提供区域)

門川町では、教育・保育を全地域ひとつとして捉え、各年度における教育・保育を提供する量の見込を設定します。教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)、提供体制を確保します。

3 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と確保方策

(1)算出方法と家庭類型

ニーズ量の見込みの具体的算出方法は、平成 25 年 10 月に本町で実施した調査票の設問項目から、「潜在ニーズを含めてニーズ量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量の見込みの標準的な算出方法(国の手引き)により算出しています。

家庭類型はニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求め、タイプAからタイプFの8種類の家庭類型の分類を行いました。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出します。また、子どもの年齢区分により、〇歳~就学前、〇歳、1・2歳、3歳~就学前の4パターンを作成しています。

《家庭類型の種類》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプF	無職×無職

^{*}本町における保育の必要性の下限時間は、60時間と定める。

◇家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型 家庭類型に関連する事業の分類 ■ タイプ C':フルタイム×パートタイム 【1号認定】 (月下限時間未満+月下限時間~120時間の一部) ■ タイプ D: 専業主婦(夫) 1 教育標準時間認定 ■ タイプ E': パートタイム×パートタイム (認定こども園及び幼稚園) (いずれかが月下限時間未満+月下限時間~120時間の一部) <專業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭> ■ タイプ F: 無業×無業 ■ タイプ A:ひとり親家庭 【2号認定】 ■ タイプ B: フルタイム×フルタイム ■ タイプ C: フルタイム×パートタイム 2 保育認定② (月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部) (認定こども園及び保育所) ■ $977E: \mathcal{N} - \mathcal{N}$ (双方が月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部) 3 保育認定 ① (幼稚園) ※ただし現在幼稚園利用 (共働き家庭幼稚園利用のみ) 【3号認定】

4 保育認定③

(認定こども園及び保育所+地域型保育)



4 人口推計:平成27年度~平成31年度

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用意向から、平成 27 年度から平成 31 年度までのニーズ量推計を行うために、将来の人口推計を行いました。下記に示した児童人口推計は、平成 21 年~平成 25 年の各 4 月 1 日現在の住民基本台帳による実績人口等を基本とした、「コーホート変化率法」による推計です。

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
〇歳	166	164	162	158	156
1 歳	184	180	178	176	172
2 歳	207	184	180	178	176
3 歳	168	212	189	185	183
4 歳	197	167	210	187	183
5 歳	187	206	174	219	195
0 歳~5 歳 合計	1,109	1,113	1,093	1,103	1,065
6 歳	176	188	207	175	220
7歳	178	178	191	210	177
8 歳	189	180	180	193	212
9 歳	165	187	178	178	191
10 歳	165	164	186	177	177
11 歳	166	167	166	188	179
6 歳~11 歳 合計	1,039	1,064	1,108	1,121	1,156
0歳~11歳 合計	2,148	2,177	2,201	2,224	2,221

出展: 平成21年~平成25年の各4月1日現在の住民基本台帳による実績人口による推計 ※コーホート変化率: 近い将来に特殊な人口変動がないと想定し、過去5年間の実績人口に よる「変化率」から推計する手法

5 基本目標ごとの主要施策と推進事業

7つの基本目標下にある施策ごとの、具体的な施策内容と具体的に推進する個別事業は次のとおりです。

基本目標 1 地域における子育て支援の推進

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、 子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進いたします。 子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、 地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

① 特定教育・保育施設給付の確保方策

今後5年間の基本方針

■すべての子育て家庭への教育・保育支援を行うという考えから、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 特定教育・保育施設給付に係る需給量の見込みと確保方策

各年度における教育・保育を提供する量の見込を設定し、(必要利用定員総数)及び提供体制 確保の内容等は以下のとおりです。

		1号認定			2号認定						
年度	量の見込み	確保方策	方策 ①一②		見込み(需要	確保方策	3-4				
	(需要量)①	(供給量)②		(A+B)	教育 ニ-ズA	保育 ニ-ズB	(供給量)④	•			
H27	86	100	-14	375	152	223	375	0			
H28	91	100	-9	395	159	236	375	20			
H29	89	100	-11	388	149	239	375	13			
H30	92	100	-8	400	162	238	375	25			
H31	88	100	-12	379	154	225	375	4			

第5章 子ども・子育ての施策

	(3号認定(0歳児)	3 号認定(1-2 歳児)				
年度	量の見込み (需要量)⑤	確保方策 (供給量)⑥	5-6	量の見込み (需要量)⑦	確保方策 (供給量)⑧	7-8		
H27	74	70	4	224	210	14		
H28	73	70	3	208	210	-2		
H29	72	70	2	204	210	-6		
H30	70	70	0	202	210	-8		
H31	69	70	-1	199	210	-11		

【確保方策】

本町では、平成27年度から平成31年度までの5年間で、0歳から5歳の児童人口が、推計値から44人減少する。その中で、3歳と5歳人口は増加が見込まれるため、1号・2号認定については、平成28年度~30年度まで若干の供給不足が見込まれる。しかし、31年度には、充足されるように設定する。

次に、3号認定の需給バランスでは、平成27年度において若干の供給不足が見込まれるものの、人口減少とともに、需要量も減少し、平成28年度以降は供給の充足が図られる。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策

①時間外保育事業

《事業概要》特定教育・保育施設において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

基本情報

<u>~~~ III TX </u>		
提供区域		
	タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)
サ色 Lt・7 港左宮庭新刊	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
対象となる潜在家庭類型	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間~120時間の一部)
	タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部
対象児童年齢	0~5歳	

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人】	169	169	169	169	169
確保方策 【人】	169	169	169	169	169
確保方策【実施箇所数】	7	7	7	7	7

【確保方策】

保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がりにより、通勤時間も長くなっていることから、特定教育・保育施設での時間外保育の利用が見られる。現在、実施数は7箇所となっている。平成 27 年度以降も対応可能な特定教育・保育施設において対応人数は確保できる。現行の延長保育促進事業を基本として検討を行い、さらなる事業の充実を図る。

②放課後児童健全育成事業

《事業概要》両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、 放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

基本情報

提供区域		
	タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)
対象となる潜在家庭類型	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
対象とはる治性象膜規定	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間~120時間の一部)
	タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部
対象児童年齢	1~3年生	(低学年)・4~6年生(高学年)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人】低学年	44,712	44,712	44,712	44,712	44,712
確保方策 【人】低学年	41,400	41,400	41,400	41,400	41,400
確保方策【箇所】低学年	5	5	5	5	5

第5章 子ども・子育ての施策

	H27	H28	H29	H30	H31	
量の見込み【人】高学年	14,628	14,628	14,628	14,628	14,628	
確保方策【人】 高学年	0	0	0	0	0	
確保方策【箇所】高学年	0	0	0	0	0	

【確保方策】

学童保育の需要に対しては、安心して過ごせる環境体制が必要なことから、今後のニーズや相談 状況等を見ながら、民間サービス等との関係強化を図ることや、委託先との協議、さらに小学校 の余裕教室の状況や従事者の人材確保などを検討しながら、判断していく。



③子育て短期支援事業(ショートステイ)

《事業概要》保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業(原則7日以内)です。

基本情報

<u>42'11 11 TA</u>	
提供区域	
対象となる潜在家庭類型	すべての家庭類型
対象児童年齢	0歳~5歳以下(就学前家庭)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人日】	502	504	495	499	482
確保方策【人日】	502	504	495	499	482

【確保方策】

実績としては対象者は少ないが、緊急対応的に必要性が高いことが考えられる。今後、児童養護 施設との協議により、必要時に対応できるように、供給量を確保していく。

④ 地域子育て支援拠点事業

《事業概要》乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

基本情報

CENT IN TIM	
提供区域	
対象となる潜在家庭類型	すべての家庭類型
対象児童年齢	0歳~2歳

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人日】	712	675	662	655	644
確保方策【箇所】	2	2	2	2	2

【確保方策】

町内の子育て支援センターと人づくりセンターの2箇所にて実施しており、今後も弾力的に 供給体制を検討していく。

⑤幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

《事業概要》家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に幼稚園において在園児を対象として、一時的に預かる事業です。

ア) 1号認定

基本情報

坐作 旧刊		
提供区域		
	タイプC`	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
サタレナス 港大学 皮粉型	タイプロ	専業主婦(夫)
対象となる潜在家庭類型	タイプE`	パートタイム×パートタイム(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
	タイプF	無業×無業
対象児童年齢	3~5歳以	<u>F</u>

イ) 2号認定

基本情報

	提供区域		
		タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)
	対免したて港左宮庭短刑	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
×	対象となる潜在家庭類型	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間~120時間の一部)
		タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部
	対象児童年齢	3~5歳以	下

		H27	H28	H29	H30	H31
量の	①1号認定による利用【人日】	12	13	12	13	12
見込み	②2号認定による利用【人日】	56,165	59,523	58,302	60,134	57,081
確保	一時預かり事業 (在園児対応対象型)【人日】	56,200	59,600	58,400	60,200	57,100

【確保方策】

幼稚園や認定こども園(幼稚園型)にて今後の供給量を確保する。

⑥ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外 《事業概要》家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主 として昼間に、保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。

基本情報

提供区域	
対象となる潜在家庭類型	すべての家庭類型
対象児童年齢	0歳~5歳以下

		H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み【人日】	7,905	7,833	7,692	7,762	7,495
確	一時預かり事業 (在園児対象型以外)【人日】	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
保 方	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・ センタ-事業) (就学前のみ)【人日】	6,720	6,720	6,720	6,720	6,720
策	子育て短期支援事業 (日帰り養護・夜間養護)【人日】	10	10	10	10	10

【確保方策】

本町では、ファミリー・サポート・センターや、緊急一時的預かり、保育所や認定こども園での 一時預かり事業で供給量を確保する。



⑦病児保育事業

《事業概要》地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

基本情報

	AT HI TA		
	提供区域		
_	タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)	
	お免したて港左京房料刊	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
	対象となる潜在家庭類型	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間~120時間の一部)
		タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部
	対象児童年齢	0~5歳以	下

		H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み【人日】	1,584	1,589	1,561	1,575	1,521
確保	病児保育事業【人日】	0	0	0	0	0
方策	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)【人日】	0	0	0	0	0

【確保方策】

本町では、今後、保育所や子育て支援センター、子育て援助活動支援事業等の協議・検討を加えながら、供給量を確保するための検討をしていく。

⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学後) 《事業概要》児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業です。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)また、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行います。

基本情報

提供区域	
対象となる潜在家庭類型	すべての家庭類型
対象児童年齢	低学年(6歳~8歳)・高学年(9歳~11歳)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人日】	61	61	65	65	68
確保方策 子育て援助活動支援事業(就学後)【人日】	96	96	96	96	96

【確保方策】

依頼会員、提供会員ともに増加し、平成 25 年度の実績から活動件数も増加していることから、 平成 27 年度以降も充足されると考える。

⑨利用者支援事業 (新規事業)

《事業概要》教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【箇所】	2	2	2	2	2
確保方策(箇所)	0	0	1	1	2

※ 量の見込みは、ニーズ調査によらず、実績から推計。

【確保方策】

地域子育て支援拠点事業で実施される地域機能強化型にて事業推進していくか、または、本町 福祉課の窓口等での支援を行う保育コンシェルジュ事業形式をとるか、新規事業のため、今後、 方向性を検討し、2箇所の実施を見込む。

⑩妊婦健康診査事業

《事業概要》妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業です。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人】	2,730	2,660	2,660	2,590	2,590
確保方策 (実施箇所数及 び対応数)	宮崎県内 産婦 人科「妊婦一般 健康診査」 助成券 14 回分 96,050 円を助成	宮崎県内 産婦 人科「妊婦一般 健康診査」 助成券 14 回分			

※ 量の見込みは、ニーズ調査によらず、実績から推計。

【確保方策】

妊娠届時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、妊娠・分娩での間、定期的 に健康診査を医療機関等で受診することで、母胎の健康管理を行う。

⑪乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

《事業概要》生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人】	180	180	175	170	170
確保方策 (実施箇所数及 び対応数)	第1子・低出生 体重児〜4ヶ月回 が2〜8月の に訪子子間 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	第1子・低出生 ・低保 ・保保 ・保保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第 1 子・低出生 ・保保 ・保保 ・保保 ・保保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第1子・低出生 ・低保健 ・低保健 ・低性 ・低性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第1子に ・低保 ・保保 ・保保 ・保保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

※ 量の見込みは、ニーズ調査によらず、実績から推計。

【確保方策】

平成 27 年度以降は出生数減少が推計されるが、100%の全戸訪問を目標に、町内の各地域の訪問に対応できるように、赤ちゃん訪問員数を確保していき、専門職と協力しながら対応していく。

12 養育支援訪問事業

《事業概要》養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業です。(相談支援、育児・家事援助など)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み【人】	0	0	0	0	0
確保方策 (実施箇所数及び対応数)	0	0	0	0	0

【確保方策】

養育支援が必要な人に対して、適切な支援を行うために専門職員の配置を行い、必要な家庭に 訪問・支援していく体制を整える。

② 地域における子育て支援サービスの充実

今後5年間の基本方針

すべての子育て家庭への支援を行うという考えから、地域における様々な子育て支援サービス の充実を図ります。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
ファミリー・サポート・センターの設置【福祉課】	子どものケガや病気などの緊急時や冠婚葬祭、短時間の預かりなどのニーズに対応するため、地域住民同士の育児に関する互助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営するファミリー・サポート・センターを設置する。	門川町子育て人づくりセンターを平成 23 年4月1日設置、平成 24 年2月5日にオープンした。ファミリー・サポート・センターを設置し、運営している。	継続
通常保育【福祉課】	保育に欠ける児童を町内6ヶ所の保育所(園)に、基本的な保育を行う。	安心、安全な保育を行う。	待機児童が発生しないよう施設を整備する
延長保育事業 【福祉課】	保護者の多様な就労形態や通 勤時間などに対応するため、保 育時間延長を実施する。	認可保育所(園)全てで開所 時間前後 30 分の延長保育 を実施する。	継続して実施する。
休日保育【福祉課】	通常保育を利用している児童の 保護者ニーズに応じて、休日に 保育する。	1箇所の設置を目指す。	1 箇所
夜間保育 【福祉課】	多様な保護者ニーズに応じて、 夜間に保育する。	1箇所の設置を目指す。	1箇所
放課後児童健全育成事業【福祉課】	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の、小学校3年までの児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る。	利用希望が増加した場合、新たな設置を検討する。	待機児童が発 生しないよう施 設を整備する。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
ショートステイ事業 【福祉課】	保護者が疾病、その他の理由により一時的に家庭における児童 の養育が困難となった場合に、 児童養護施設で保護し養育を 行う。	制度の広報を通じ、保護者への啓発を行い、利用促進を図る。	窓口で配布す るリーフレットを 作成する。
トワイライトステイ事業【福祉課】	保護者が仕事、その他の理由により夜間不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設で保護し、夕食の提供等を行う。	制度の広報を通じ、保護者への啓発を行い、利用促進を図る。	窓口で配布す るリーフレットを 作成する。
病児·病後児保育事業 (病児·病後児対応) 【福祉課】	平日昼間の保育サービス利用 者のうち、病気あるいは病気の 回復期等で集団保育が困難な 児童に保育対応を行う。	実施可能な場所の検討を行う。1箇所の設置を目指す。	1箇所
病児·病後児保育事業 (体調不良時対応) 【福祉課】	保育中に微熱を出すなど体調 不良となった児童に緊急的な保 育対応を行う。	実施可能な場所の検討を行う。	1箇所
一時預かり保育事業【福祉課】	週に1~3日程度、臨時・緊急的に保育所[園]を利用することができる。また、保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合のほか、育児疲れ解消等のためにも利用することができる。	認可保育所(園)全てで実施 を目指す。	全保育所(園)
特別保育事業【福祉課】	保護者の就労形態の事情により、週に2~3日程度、あるいは午前・午後のみなど、必要に応じて保育所[園]を利用することができる。	現在、保護者の就労や冠婚 葬祭、私的希望に応じて、一 時預かり事業で実施している が、今後も実施可能な場所 の検討を行っていく。	継続

第5章 子ども・子育ての施策

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
つどいの広場事業	乳幼児(0~3歳)を持つ子育 て中の親子が気軽に集い、う ち解けた雰囲気の中で語り合 い、相互に交流を図る場を提 供する。	子育て人づくりセンターに おいて、にこにこひろばを 継続する。	継続
地域子育て支援センター事業 【福祉課】	子育て支援センターは地域で 子育てを支援する基盤の核と して、子育て相談等の地域支 援を行う。	センター事業の広報・周知を図り、利用者の増加を図る。毎月センター便りを公共施設等で配布する。	継続
家庭訪問支援事業 (子ども家庭支援員) 【福祉課】	研修を受けた「子ども家庭支援員」が、軽度な被虐待経験等の問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。	今後の社会情勢に併せ 検討する。	継続
幼稚園預かり事業 【福祉課】	幼稚園において、幼児教育に 関する日常の教育課程に係る 時間帯以外に保育を行う。	全園で継続して実施する。	継続
子育て支援総合コーテ・イネート事業 【福祉課】	地域における多様な子育でサービスに関する情報を一元的に把握し、子育で家庭に対する情報提供、利用援助等の支援を行う。	子育て人づくりセンターに おいて、子育て家庭の支 援を行う。	継続
子育て人づくりセンター設置事業【福祉課】	子育て相談、子育て支援員養成、健診、子育て親子が気軽に集える、等の機能を有したセンターの開設を行う。	平成23年4月1日設置、 平成24年2月5日にオ ープンした。今後も継続 する。	継続
子育てポータルサイトの開設【福祉課】	町のホームページに子育て支援に関する専門のサイトを開設し、町内の子育て支援情報を発信する。	平成 21 年に開設した。 内容を充実し、最新の情 報を発信する。	継続

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
子育で応援フェスティバル 【福祉課】	子育て支援センター、保育協議会、子育て支援本部等が一体となって1日を楽しく過ごしてもらう為のイベントを開催する。	内容の充実を図り、子育 て親子が交流できるイベントとし、毎年実施する。 町広報誌等でPRする。	継続
子育てマップ・ 子育てガイドブックの作成、 配布 【福祉課】	各種子育て支援サービスの周知 を図るため、マップやガイドブックを 作成し、配布する。	内容の充実を図り、町内 公共施設等で配布する。	継続
特定教育·保育施設の整備 【福祉課】	公立保育所を子育て人づくりセンターへ移管したことにより、待機児童を発生させることのないよう認可保育所を整備する。	今後の社会情勢に合わ せて、必要な施設を整備 する。	継続

③ 子育てに係る経済的負担の軽減

子どもの健全な成長や発達に資するため、子育て家庭に対する手当ての支給など、子育ての経済的負担の軽減対策について適切に処理を行います。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
児童手当【福祉課】	中学3学年終了まで、子育てにかかる費用の一部を、児童手当として支給する。	制度の広報·普及·促進を 図る。	継続
児童扶養手当 【福祉課】	父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳の年度末まで。 障がい児は 20歳未満)を監護・養育している人に児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図る。	制度の広報・普及・促進を 図る。	継続
子ども医療助成事業【福祉課】	12 歳到達の最初の3月 31 日までの子どもの保険診療内医療費の自己負担額を除いた額を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	平成 26 年 10 月より資格 対象年齢を拡充し、制度の 充実を図った。今後も継続 する。	継続

④ 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育て支援サービスの質の向上に努め、県、民間、町民等によるネットワークを形成し、積極的に子育て支援サービスに関する情報提供を進めていきます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
地域子育て支援サービス等のネットワーク形成 【福祉課】	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを、効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成する。	民生委員、児童委員協議会や社協と連携 を図り、ネットワークを 形成する。	ネットワーク形成

⑤ 子どもの健全育成活動の推進

児童館や青少年施設を拠点とした、様々な子どもの健全育成活動を進めていきます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
放課後や週末等の居場所づくりの推進【福祉課】	地域において児童が自主 的に参加し、自由に遊べ安 全に過ごすことができる、 放課後や週末等の居場所 づくりを推進する。	ニーズの把握により、モデル地区を選定し、高齢者クラブ等関係者と実施に向けて協議する。	1 箇所
児童のふれあい交流促進事業 【福祉課】	児童館、公民館、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、児童委員、NPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等が連携した児童健全育成の取組を行う。	子育て支援本部におい て関係各課と連携を図 りながら、実施に向けて 検討する。	継続
子ども見守り活動の推進【社会教育課】	子どもの通園・通学時に地 区の高齢者等による巡回 ボランティアを推進する。	見守り隊員を増やし、中 高生の見守りについても 検討し、活動の充実を 図る。	継続

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
児童委員の児童健全育成、児童 虐待防止活動の推進 【福祉課】	児童委員が、地域において 児童の健全育成や虐待の 防止など、子どもと子育て 家庭への支援を住民と一 体となって推進する事業	虐待の防止など、支援 の必要な家庭は、要保 護児童対策地域協議 会と連携を図り、推進す る。	継続
青少年の性に関する問題等についての教育·啓発 【社会教育課】	青少年の性の逸脱行動の 問題点について、教育・啓 発を推進する。	各学校と連携を図りな がら継続して実施する。	継続
少年非行等の問題を抱える児童 及び保護者への地域ぐるみの支 援ネットワークの整備 【福祉課】	少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並へ、別きこもり及び不登校所、対応には、児童察、地域では、保護司、警察、地域ることが重要とされている。そのために、地域ぐるみの支援ネットワークの整備・フークの整備が関による専門よる編成する。	要保護児童対策地域協議会の連携を密にし、活動の充実を図る。	継続

⑥ 特定教育・保育施設のサービス評価

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
特定教育・保育施設のサービス評価	利用者の立場にたったサービスを推進するため、第 三者による特定教育・保育 施設のサービス評価を行う。	全ての特定教育・保育施設での実施を目指す。	全特定教育·保 育施設での実施

基本目標 2 母親と子どもの健康確保及び増進

基本方針

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、安全かつ 快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・ 支援を強化することが必要です。

① 母親と子どもの健康の確保

妊娠・産褥期、乳幼児期を通して母子の健康が確保されるように、健康診査、家庭訪問、健康相談等の充実を図り、子どもの健やかな発育を支援するとともに、母親の健康保持、育児不安の解消に努めます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
妊婦健康診査 【町民課】	妊婦及び胎児の健康管理を目的に、委託医療機関において、妊婦一般健康診査を実施する。 (血液検査、超音波検査、血圧測定、尿検査等)等を行う。	県内外問わず、妊婦が健康診査を受けられるように引き続き、 実施する。	妊婦健診受診率の向上
乳幼児健康診査【町民課】	乳幼児の心身の健康チェックを行い、疾 病の早期発見に努めるとともに適切な援 助を行う。	こんにちは赤ちゃん事業と連携し、全ての乳幼児の健康管理ができる様に制度の充実を図る。	乳児健診…前·後 期各年6回 1歳6ヶ月児健 診、2歳児歯科健 診、3歳児健診… 年6回
乳幼児の予防接種 【町民課】	予防接種は感染症が流行することを防ぐ(集団予防)だけでなく、感染し、重症化を防ぐ(個人予防)という重要な役目を担っている。このため、予防接種の効果や意義、予防接種を受けるときの注意など、正確でわかりやすい情報を提供し、予防接種に関する知識の普及を図る。	病気にならない、病気にかかっても重症化しない身体づくり、環境づくりについての啓発を実施していく。	予防接種率の向 上(麻しん、風しん 95%)

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
健康相談事業(1歳児健康相談)	1 歳児を対象に、身体発育、運動発達 等の状況把握とともに、歯科指導、栄養 指導を行い、健やかな成長を支援してい く。	継続して実施する。	年6回
健康相談事業(電話相談)	電話にて、健康に関する各種相談対応を行う。	継続して実施する。	随時対応
各種教室 (遊びの教室) 【町民課】	発音発達等、気にかかる子どもがいる時に保育所(園)・幼稚園等に出向き集団 遊びを通して観察し、必要であれば支援 を行っていく。	かどがわっ子部会と連携を図りながら園訪問 を実施する。	年8回
各種教室 (ベビービクス) 【町民課】	母と子のスキンシップを通して赤ちゃんの 成長や発育を促す体操を乳幼児健診 (前期・後期)時に実施する。	引き続き、乳児健診時に実施する。	年 12 回
各種教室 (すこやか教室) 【町民課】	妊婦を対象に、妊娠中の健康、離乳食 調理等を実施する。	ひだまりハウスと協力 し、実施を図る。	年2回
各種教室 (チューリップ教室) 【町民課】	健診等で発音、発達などでフォローが必要な子どもに対して個別に実施する。	引き続き、週1回実施 する。	年 60 回
育児等健康支援事業 (むし歯予防) 【町民課】	全小学校、保育所(園)、幼稚園を対象に、歯科保健指導を行う。	継続して実施する。	全小学校、保育所(園)、幼稚園
育児等健康支援事業(母子保健推進員地域活動事業) 【町民課】	母子保健推進員を育成。生後4ヶ月までの全戸訪問や健診未受診者訪問等を行い、地域での子育て支援活動を展開する。	継続して実施する。	250 件/年
地域保健事業 (健診·予防接種日 程表配布) 【町民課】	出生時、窓口で配布及び就学前の子ど もがいる全世帯へ郵送	継続して実施する。	随時対応

② 食育の推進

保健分野や教育分野を始めとする様々な分野と連携し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、地区公民館や小・中学校の調理室等を活用し、子どもだけでなく親子参加型の体験活動を実施します。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
離乳食教室 (妊産婦対象) 【町民課】	妊産婦自身の食のあり方を学ぶと ともに無理なく離乳食へ展開する 方法を実習する。	アンケート等を参考に対 象者のニーズにあった教 室を実施する。	年6回
子ども健康チャレンジ塾 (小中学生対象) 【町民課】	児童生徒が、今どんな食べ物をどれくらい食べたらよいかを体験することで、食べ物を選ぶ力、料理ができる力を育む。	学校等と連携して、定期的に実施する。	年4回
親子料理教室(親子)	未就学児及び小学校低学年児 童とその保護者を対象に、五感 磨きを中心に遊びを通して実施す ることで、食に対しての興味を持た せる。	教室の周知をはかり継続 して実施する。	年3回
食育講座【町民課】	食育の知識を広めるために学習会を開催する。	継続して実施する。	年2回
食育計画の推進 【町民課】	本町の食育計画に基づき、食育の推進を図る。	「早起き・早寝・朝ごは ん・朝うんち」の啓発を行 う。	「早起き・早 寝・朝ごはん・ 朝うんち」ので きる子どもの増 加

③ 思春期保健対策の充実

「命の大切さ」「人を思いやる心」を育て、対象者に応じた「性」「食」「飲酒・喫煙・薬物」 等に関する学習を行い、心と体を守る正しい知識の普及を図ります。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
心と体の教室 【町民課】 【教育総務課】	保護者、児童生徒、教職員等に対し 心と体の健康につながる性教育、薬 物乱用防止等の学習を行う。	学校を拠点とし、学習・ 啓発を図る。	継続
健康教育大会 【町民課】 【教育総務課】	東臼杵郡内の町村が毎年持ち回りで、児童生徒の健康についての大会を開催し、正しい知識の普及啓発に 努める。	東臼杵郡内で関係機 関との連携をとってい く。	継続

④ 小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り 組むとともに、県や近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
小児医療の充実 【町民課】	小児医療について、県や近隣の自治 体及び関係機関との連携を進め、か かりつけ医の充実を図る。	継続して実施する。	継続
小児救急医療電話相 談の周知 【町民課】	夜間や休日の病気の時に活用する 県の電話相談事業について周知を 行い、親の不安解消に努め安易な救 急医療機関受診を防ぐことで医療機 関の負担を軽減していく。	健診時等で小児救急 医療電話相談について 周知を図る。	継続

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本方針

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備を進める事業です。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
学校評議員の設置 【教育総務課】	学校の教育環境等の整備を推進するため、学校評議員の設置を推進する。	町内各校に学校評議 員を設置する。今後も 継続する。	継続
生徒指導の充実 【教育総務課】	生徒指導の充実及び指導体制の強化を図るため、門川町教育振興研究会(生徒指導主事部会)の研究充実を支援する。	指導主事による適切な 指導・助言を行う。	継続
児童生徒の確かな学力 の向上 【教育総務課】	児童生徒の確かな学力の向上を図るため、学校・家庭・地域が協働しつ つ、各事業や活動等に取り組む。	かどがわ「教育の絆」推 進懇話会の発展·充実 を図る。	継続
特別支援教育の充実 【教育総務課】	特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒に対し、支援員の配置を 行う。	必要な学校に必要な人 数の支援員を配置す る。(H26.6人配置)	必要な人数の 配置
教員の指導力の向上 【教育総務課】	町教育振興研究会を中心とした授業 研究会等を充実させることにより、教 員の指導力の向上を目指す。	指導主事による適切な 指導・助言を行う。	継続

② 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域と連携しながら、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
ブックスタート事業 【社会教育課】	絵本を通じて赤ちゃんと保護者 に心のふれあいを体験してもら う。	対象となる全ての赤ちゃんへ配布する。	継続
家庭教育学級 (各種講座) 【社会教育課】	家庭教育学級として、各種講座 を開催する。	各学校・PTAと連携しながら今後も継続して実施する。	継続
スポーツ少年団の支援 【社会教育課】	指導者及び母集団研修会等を 開催し、スポーツ少年団へ指導 や援助を行う。	スポーツへの関心、地域と のつながり、競技力の向上 のため継続して実施する。	継続
地元伝承芸能の伝承活動 【社会教育課】	地元の伝承芸能の伝承活動を推進する。	各学校・文化協会・子ども 会との連携を図りながら継 続して実施する。	継続
少年の立ち直りサポートチ ームの結成推進 【社会教育課】 【福祉課】	少年の立ち直りに向けて、家庭 の教育カアップのための支援を 推進する。	家庭教育支援員と要保 護児童対策地域協議会 と連携を図り、推進する。	継続
野外活動の推進 【教育総務課】	野外活動をとおし、自然体験活 動への取組を推進する。	むかばき少年自然の家等 を利用し、集団宿泊学習 を各学校で実施する。	継続
学校運営の側面的支援 【社会教育課】	学校支援地域本部事業のボランティア等を活用し、学校運営 を側面的に支援する。	学習支援ボランティアの 充実を図り、幅広い支援 を展開する。	継続

③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする商品が販売されていることに加え、テレビやインターネット上で性や暴力等の有害情報は子どもに対する悪影響が懸念され、その防止対策には、関係機関・団体やPTA、ボランティア等が地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要になります。

このようなことから、学校での情報モラル教育の取組として、校内研修等を実施することや、中でも、個人情報の流出防止、有害情報等の対応について、教育委員会が作成した教材による指導を強化することなど、PTA 研修の場を活用して、インターネットの利用に関する保護者の理解を深めます。

一方、家庭においても、保護者が学校と協力して対応することを前提として、インターネットに関する危険性を理解することが重要です。子どもが利用する場合は、通話機能制限、フィルタリング機能の設定など、使用時間・場所・料金など、ルールづくりを行うよう勧めます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
子どもたちを有害図書等から守る取組 【総務課】 【社会教育課】	社会に氾濫している有害図書等 から、子どもたちを守る取組を行う。	防犯だより、地域安全ニュースの配布を通じて地区住民への啓発を図る。(総務課) 青少年健全育成町民会議や各学校・PTAと連携しながら継続して実施する。(社会教育課)	従来の取組を継続する
インターネットに係る犯罪被害の防止対策 【総務課】 【社会教育課】	広報等を利用インターネットに係る犯罪被害の防止に向けて、啓 発活動を行う。	防犯だより、地域安全ニュースの配布を通じて地区住民への啓発を図る(総務課) 青少年健全育成町民会議や各学校・PTAと連携しながら継続して実施する。(社会教育課)	従来の取組を継続する
犯罪被害の防止対策 【教育総務課】	ネットによるいじめ等から子どもを守り、防止するために、情報モラル教育の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら各種研修会(教員及び保護者を対象)等を実施する。	「門川町いじめ防止基本 方針」に基づいた学校へ の指導助言を行う。	従来の取組を継続する

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

基本方針

住宅は、生活の三原則(衣食住)の中で、生活の基盤となるものであり、経年老巧化している町営住宅を効率的な改善・更新を図っていく必要があります。このため、「門川町住宅マスタープラン」に基づく施策を積極的に推進します。

① 良質な住宅の確保

国の施策として、子育てを担う若い世代を中心に、広いゆとりのある住宅を確保することが 出来るよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援する取組の推進や、子育て期にある 多子世帯等がゆとりある住居に入居出来るよう、優先入居させることが望ましいとされていま す。本町では、町営住宅のあり方も踏まえ、今後の動向をみながら推進します。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
ゆとりある町営住宅の改築・ 建替	町内にある町営住宅の改築や	門川町公営住宅等長寿命化計画に基づき実施し	継続
【建設課】	建替えを推進する。	ていく。	

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本方針

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や 就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくが必 要とされています。本町では、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発・情報提 供等の活動を図っていきます。

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

ワークシェアリングの進行やテレワークの促進など、勤労者を取り巻く環境に大きな変化が 起こりつつあります。このように、多様な働き方が広まる一方、長引く景気の低迷により、勤 労者を取り巻く環境は悪化しており、働き方の見直しを主体的に行うことは困難となっていま す。本町では、働く意思の変化に合わせた勤労者支援策のあり方を模索し、関係機関と協力し つつ多様な働き方の実現に向け推進します。

第5章 子ども・子育ての施策

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
「ワーク・ライフ・バランス社会」の展開を推進するための広報・啓発・情報提供等 【産業振興課】	現状を把握(実態調査等)し、「ワーク・ライフ・バランス」への 意識改革・実行・定着を推進 するため、広報・啓発・情報提 供等により気運の醸成を図る。	「ワーク・ライフ・バランス」を 周知し、企業が理解を深め るための働きかけを行う。	企業認知度 80%

② 仕事と子育ての両立の推進

保育サービスや放課後児童健全育成事業等、仕事と子育ての両立支援のための整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、県、関係団体等と連携を図ります。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
仕事と子育ての両立のための 社会資源の整備 【福祉課】	一時預かり保育や放課後児童 クラブの充実を図る。	利用者の増加に対応するため、設置箇所等の充実を図る。	継続
仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催 【福祉課】	仕事と子育ての両立支援に向けた、子育てに関する研修会 や講演会を積極的に開催する。	参加しやすい時間帯等を 考慮し、引き続き開催す る。	年1回

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本方針

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもが一人歩きしても不安を感じなくてすむまちづくりに取り組みます。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、特定教育・保育施設、学校、幼稚園、関係民間団体 等と連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を進めます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
交通安全教室の開催 【総務課】 【教育総務課】	近年、自転車のマナー違反により 重大な事故が発生していることから、特定教育・保育施設・学校に て定期的に交通安全教室を実施 し、自転車利用時の歩行者等に 対する安全意識の向上を図る指 導を行う。	特定教育・保育施設・学校 で年2回実施する。	従来の取組を継 続する
交通安全グッズの配布 【総務課】	新入学児童を対象として、黄色帽 子等の配布を行う。	小学1年生に黄色帽子、中 学1年生に自転車反射材配 布する。	従来の取組を継 続する

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体と連携したパトロール活動や「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
子ども 110 番「おたすけ ハウス」の普及啓発 【社会教育課】	子ども 110 番「おたすけハウス」の 広報・普及啓発を行う。	各学校・PTAと連携し継続 して実施する。	継続
生徒指導の充実 【総務課】 【教育総務課】	「声かけ事案」への対応など、不 審者から自分の身を守るための 生徒指導を充実させる。	「声かけ事案」発生時の連絡体制を確立させ、迅速な対応を行う。 校内職員研修の工夫・改善を実施する。	継続
子ども見守りネットワーク 推進会議の活動 【教育総務課】 【社会教育課】 【総務課】 【福祉課】	見守り協力者による見守り活動、 車輌等によるパトロール活動のネットワーク推進のために推進会議 を設置する。	見守り活動者が高齢化し負担が多いことから、見守り会員の確保に努める。 「犯罪標語」の周知に努める。	様々な団体、保 護者に協力を仰 ぎ、会員増を図 る。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな対応を進めます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
被害に遭った 子どもの保護の推進	被害に遭った子どもの保護の推進のため、関係機関と連携したきめ細や	要保護児童対策地域協議 会の機能強化や専門員の	継続
【福祉課】 【教育総務課】	かな対応をする。	配置に向けた検討を行う。	<u> የአ</u> ተር ህን ር

4 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、 幅の広い歩道や「あんしん歩行エリア」の整備を行う事業です。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
步道整備事業 【建設課】	通学路などの歩道の整備推進を図る。教育委員会の通学路安全プログラムに基づき調査等を行い安全対策に努める。	調査等を実施し、危険箇所を抽出し、対策工事を行う。	継続

⑤ 安全・安心のまちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを実現するため、施設や道路の配置、設備、構造 等に配慮した環境設計を進める事業です。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
防犯灯の設置【総務課】	子どもが犯罪等の被害に遭わないよ う、防犯灯の設置を行う。	地区防犯灯の設置、電気料 補助及び町が設置する防犯 灯の新設を継続する。	1/L ユー(/) H (/ 仝口 / クレ 刊末

基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

基本方針

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

① 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐に渡ることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、 ひいては社会的自立を促していくために、発生予防からアフターケアに至るまでの総合的な支援を福祉関係者のみならず各関係機関と協力体制を構築します。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
要保護児童対策事業	 児童虐待防止を推進するため	 関係機関との連携を密に	
【福祉課】 【教育総務課】	に、ネットワークを構築し、支援体制の強化を図る。	し、児童虐待の未然防止 に努める。	継続

② 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進するとともに、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的取組や子育て支援事業との連携を進めます。

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
発達障がいを含めた障がい児 への支援 【福祉課】	障がい者(児)相談支援事業、 保育園・幼稚園訪問相談事業 の充実により、障がい等の早期 発見・早期支援に努め、関係機 関が連携して支援を行う。	継続して実施する。	継続
放課後児童クラブにおける軽度 の障がい児(LD や ADHD など)の 受け入れ 【福祉課】	放課児童クラブへの障がい児の 受け入れを実施する。	軽度の障がい児について は受け入れを実施してい る。必要に応じて専門員 を配置し受け入れ体制を 整える。	継続

第5章 子ども・子育ての施策

関連施策	事業内容	平成 31 年度までの 施策目標	目標(値)
保育所[園]への軽度の障がい 児受け入れ 【福祉課】	保育所[園]への障がい児の受 け入れを実施する。	軽度の障がい児について は受け入れを実施してい る。保育士の加配が必要 な場合は、町単独の障 がい児保育事業を活用 する。	継続
発達障がい児等への総合的教育支援事業 【教育総務課】	発達障がい児の支援を行う。	特別支援教育支援員を 配置する。また、就学前 も含め、発達障がい児の 早期発見に努める。	継続
適切な医療・福祉サービスの 充実 【福祉課】	障がい者総合支援法のサービス支給決定業務を行う。また、 自立支援医療(育成医療)により支援を行う。	継続して実施する。	継続

③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等により、ひとり親家庭等が急増している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、 地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ総合的な対策を進めます。

関連施策	事業内容 平成 31 年度までの 施策目標		目標(値)
母子父子寡婦福祉資金貸付【福祉課】	母子家庭及び父子家庭並びに 寡婦に対する福祉資金の貸付 による経済的な支援を行う。	制度の案内、内容説明 を実施し、実際の貸付に 関して県と連携して実施 ※H27年度から父子家 庭も対象となる。	継続
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭に対して、ひとり親 家庭相談事業を実施する。	専門的な内容については、県こども家庭課や北部福祉こどもセンター等と連携を図りながら継続して実施する。	継続
ひとり親家庭医療費助成事業【福祉課】	ひとり親家庭の保険診療内医療 費の自己負担額から 1.000 円 を引いた額を助成し、ひとり親家 庭の健康増進と福祉の向上を 図る。	制度の広報、普及、促進を進める。	継続

第6章

計画の推進のために

第6章 計画の推進のために

1 計画内容の住民への周知

門川町を「健康な地域がふれあい すべての子どもが育ち ひとにやさしいまちづくり」としていくためには、私たちみんなが、子育て・子育ちそして子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

2 関係機関等との連携・協働

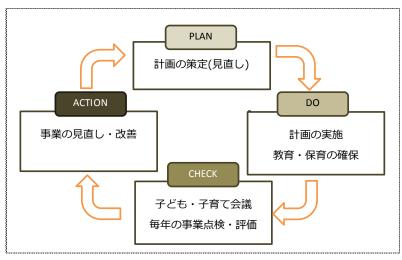
子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野 にわたっています。

このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会議所や町内会などの地域 組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。 また、国や県と も連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の推進管理

この計画(Plan)の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Act)を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このように、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課において施策の進行状況について把握・評価を行い、必要と認めるときはこれを変更することや、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされていることから、各種施策が利用者の直面している問題や課題に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施し、「PDCA サイクル」による継続的評価の考え方を基本として、門川町として、この結果を公表するとともに、事業の見直し・改善を行うこととします。



第6章 計画の推進のために



資料編

資料編

1 門川町子ども・子育て会議条例

(平成25年6月17日条例第23号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第77条第1項の規定に基づき,門川町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申 し、又は意見を述べることができる。
 - (1) 門川町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
 - (3) 特定教育・保育施設に関すること。
 - (4) 特定地域型保育事業に関すること。
 - (5) 児童福祉,母子福祉,母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。 (組織)
- 第3条 子ども・子育て会議は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他町長が必要があると認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き,委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は,会長を補佐し,会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは,その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

資料編

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 門川町子ども・子育て会議委員名簿

氏	名	職名	備考
川﨑	順子	九州保健福祉大学 社会福祉学部 准教授	
伊藤	美穂	門川町保育協議会 会長	
奈須	通明	学校法人 門川学園 理事長	
小田	淳子	門川町子育て支援センター 指導員	
古賀	正之	社会福祉法人かえし 理事長	
岩田	千種	門川町社会福祉協議会地域福祉係長	
小林	芳彦	PTA 連絡協議会 会長	門川小
櫻川	勝志	門川町子供会育成連絡協議会会長	
後藤	直子	就学前保護者	子育てサークル「キッズ 倶楽部」在籍
佐貫	由佳	就学前保護者	元子育て人づくりセンター開設 準備委員会委員
黒木	洋子	門川町婦人団体連絡協議会の会長	
水永	玲子	民生児童委員(子育て部会)	
西	理	学校長会 会長	西門川中
川端	さなえ	門川町商工会(女性部長)	
姫野	淑子	母子保健推進員	

※任期まで

かどがわ 子ども・子育て支援プラン 平成 27 年 3 月

発行:門川町 福祉課

住所:〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1番地

電話:0982-63-1140